

# 情報ひろば



福祉

## 児童扶養手当の現況届

母子家庭などに支給される「児童扶養手当」を受給している人で、8月以降も引き続き手当を希望する場合は、現況届を問い合わせ先まで提出してください。

**対** 次の児童を監護している母、または養育している人▽父母が離婚▽父が死亡▽父が重度の障害▽父が生死不明▽父に引き続き1年以上遺棄されているなど※ただし、平成15年4月1日において支給要件に該当してから5年が経過している人、年金を受給している人、児童が年金の加算の対象となっている人などは該当しません。 **受** 8月1日(金)～29日(金) **問** 市役所南庁舎児童家庭課 (0857) 20-3465 / 各総合支所市民福祉課 (16ページ参照)

## 成年後見制度 法定後見の市長申立

身寄りのない重度の認知症高齢者などが、適切に財産処理や福祉サービスなどの利用を行えるよう、親族などの有無を慎重に調査したうえで、必要に応じ市長による法

定後見の開始申立を行います。

**対** 認知症、知的障害、精神障害などにより判断能力が十分でない高齢者で、身寄りがいないなどの理由で申立を行う人がいない人 **料** 申立費用や選任された後見人などへの報酬を自己負担 ※資力に応じ、費用の一部負担または全部を助成 **問** 鳥取中央地域包括支援センター (0857) 20-3456 / 鳥取西地域包括センター (0857) 82-6571 / 鳥取南地域包括センター (0858) 76-2351

## 寝具丸洗い乾燥サービス(9月)

**対** 65歳以上で在宅の寝たきりの人 **料** ▽掛け布団…2000円▽敷き布団…2000円▽羽根布団…3000円▽毛布…1000円 ※枚数制限あり **受** 8月22日(金) までに氏名・住所・生年月日・連絡先・丸洗いのものと数量を電話で問い合わせ先へ **問** 市役所南庁舎高齢社会課 (0857) 20-3453 / 各総合支所市民福祉課 (16ページ参照)

## 家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

**時** 8月20日(水) 10:00～12:00 **所** さざんか会館4階健診室(富安二丁目) **対** 高齢者を介護している家族または介護に関心のある人 **容** 介護技

術(排泄介護について) **料** 2000円

**受** 8月13日(水)まで **問** スマイル・スマイル事務局(市役所南庁舎鳥取中央地域包括支援センター内) (0857) 20-3458



## お知らせ

### 若者交流スペースの利用を!

鳥取市文化センター(吉方温泉町三丁目701)の2階に「若者交流スペース」を設置しています。この交流スペースは「鳥取市若者会議」のグループ活動をはじめとして、10代、20代の若い人々がさまざまな活動や交流を行う際の拠点とするために設置したものです。まちづくり活動、大学間の交流、サークル間の交流など多目的にご利用いただけます。

**容** ▽広さ…46・23平方メートル▽設備…長机6台、パイプ椅子20脚、冷暖房完備▽利用時間…9:00～22:00 ※年末年始は閉館 **料** ▽使用料…無料 **問** 市役所本庁舎企画調整課 (0857) 20-3153

### お盆のゴミ収集

8月14日(木)、15日(金)、16

日(土)は平常どおり収集します。

**問** 市役所本庁舎生活環境課 (0857) 20-3217 / 各総合支所市民福祉課 (16ページ参照)

### リファレンスいなば臨時休館

9月6日(土)に施設保守点検のため臨時休館します。

**問** 財団法人鳥取県東部環境管理公社 (0857) 59-1807

### 海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の登録申請

年間90日以上漁船を使用して漁業を営んでいる人またはその漁業の従事者で、平成20年9月1日現在で調製する海区漁業調整委員会委員選挙人名簿に登録を希望する人(生年月日が昭和63年12月6日以前の人)は、9月5日(金)までに選挙人名簿登録申請書を選挙管理委員会へ提出してください。この名簿に登録されない場合は、海区漁業調整委員会委員選挙の投票ができなくなります。

申請書は8月上旬に各漁家に郵送しますので、同封の返信用封筒で返送してください。なお、申請書が郵送されていない人は、選挙管理委員会、各総合支所および各漁業協同組合に申請書を準備していますのでご連絡ください。

## 「ねんきん特別便」出張相談日〈8月〉



社会保険庁では、年金の加入記録を記載した「ねんきん特別便」を、順次お送りしているところです。社会保険労務士による「ねんきん特別便」出張相談窓口を開設しますので、「ねんきん特別便」をお受け取りになった人で相談を受けられる場合は、ぜひこの機会をご利用ください。

会場	相談日
市役所駅南庁舎	5日(火)
	19日(火)
国府町総合支所	18日(月)
福部町総合支所	20日(水)
河原町総合支所	7日(木)
	21日(木)
用瀬地区保健センター	11日(月)
佐治町総合支所	8日(金)
気高町総合支所	5日(火)
	19日(火)
鹿野町総合支所	12日(火)
青谷町総合支所	6日(水)
	20日(水)

〈相談受付時間〉  
10:00～15:00  
〈持参するもの〉  
◇ねんきん特別便  
◇年金証書(受給者)または年金手帳(被保険者)  
※代理人の場合は委任状が必要

問い合わせ先 鳥取社会保険事務局年金課 ☎(0857)39-1174 / 鳥取県社会保険労務士会 ☎(0857)26-0835

## 「退職者医療制度」



長い間会社などに勤めた人が退職して、その職場の健康保険から国民健康保険に加入する場合「退職者医療制度」が適用されます。下記のすべてに該当する人は、**国民健康保険証、年金証書、印鑑**を持参して、市役所駅南庁舎17番窓口または各総合支所市民福祉課で届け出をしてください。  
▷60～64歳までの国民健康保険に加入している人  
▷被用者年金の加入期間が20年以上または40歳以降の加入期間が10年以上である

問い合わせ先 市役所駅南庁舎保険年金課 ☎(0857)20-3482 / 各総合支所市民福祉課(16ページ参照)

## 平成20年度鳥取市職員採用試験

試験区分	採用予定者数	受験資格	受験案内配布開始	申込受付期間	第1次試験試験日
一般事務A(大学卒業程度)	8人程度	昭和54年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた人	8/1(金)	8/4(月)～8/25(月)	9/21(日)
土木A(大学卒業程度)	3人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた人 ※ <b>その他要件あり</b>			
保健師	1人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた人 ※ <b>その他要件あり</b>	8/29(金)	9/1(月)～9/22(月)	10/19(日)
保育士	5人程度	昭和54年4月2日以降に生まれた人 ※ <b>その他要件あり</b>			
一般事務B(高校卒業程度)	2人程度	昭和62年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人			
一般事務C(高校卒業程度、身体等に障害のある人)	1人程度	昭和54年4月2日から平成3年4月1日までに生まれた人 ※ <b>身体障害者手帳の所持など要件あり</b>			

詳しくは受験案内または市ホームページをご覧ください。

問い合わせ先 市役所本庁舎職員課 ☎(0857)20-3107

## 凡例

対=対象 容=内容 時=日時 募=募集期間・方法  
所=場所 員=定員 数=数量 料=料金 額=支給・助成額など  
受=受付 案=条件 持=持参するもの  
問=問い合わせ先

## 戦時衛生勤務に従事した人

区市選挙管理委員会事務局 ☎(0857)20-33386

第二次世界大戦中に外地などに派遣され、戦時衛生勤務に従事された旧日本赤十字社看護看護婦および旧陸海軍従軍看護婦の人(慰労給付金受給者を除く)に、その労苦に報いるため、内閣総理大臣名の書状を贈呈しています。ご本人またはご家族などからの連絡をお待ちしています。  
募▽期限:平成21年3月31日まで  
※関係書類は、市役所駅南庁舎高齢社会課および生活福祉課の窓口にある

## お盆を控えての火災予防

火のしまつ君がしなくて誰がする  
毎年お盆前の時期には、墓地などからの枯草火災、林野火災が多く発生しています。火を取り扱う場合は必ず消火の準備をしてから行い、完全に火が消えるまでその場を離れないで下さい。

問 東部消防局 ☎(0857)23-2303・2301

## 省エネ改修にともなう固定資産税の減額

### ◆対象となる家屋

平成20年1月1日に現存する住宅であること(賃貸住宅を除く)

### ◆省エネ改修の要件

平成20年4月1日～平成22年3月31日の間に終わった次の改修工事であること

- ①窓の断熱改修工事(必須) ②床の断熱改修工事  
③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

・改修工事によって現行の省エネ基準に適合することとなり、改修工事の費用が30万円以上であること

### ◆減額する固定資産税額

要件を満たす省エネ改修工事が行われた住宅(併用住宅は、居住部分が2分の1以上)について、工事完了年の翌年度1年分の家屋の固定資産税額を3分の1減額します(都市計画税は該当しません)。減額の対象となる面積は1戸あたり120平方メートル相当分までです。

### ◆減額を受けるための手続き

- ①申告書  
②省エネ住宅であることの証明書(建築士・指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関による証明書)  
③工事費用明細書・領収書を、改修工事完了後3カ月以内に固定資産税課または最寄りの総合支所市民福祉課へ提出してください。

問い合わせ先 市役所駅南庁舎固定資産税課 ☎(0857)20-3424